

## 会議録

会議の名称	令和7年度第1回枚方市地域包括支援センター運営等審議会
開催日時	令和7年6月2日（月） 14時～15時30分
開催場所	枚方市役所 第3分館3階 第4会議室
出席者	山田委員、秦委員、山本委員、緒方委員、金田委員、明石委員、遠竹委員、砂原委員、木島委員、室田委員
欠席者	今西委員
案件名	1. 枚方市地域包括支援センター各部会からの令和6年度活動報告について 2. 各枚方市地域包括支援センター令和6年度収支報告及び実績報告について 3. 枚方市地域包括支援センター令和7年度事業計画について 4. その他
提出された資料等の名称	資料①-1 主任ケアマネ部会活動報告資料 資料①-2 社会福祉士部会活動報告資料 資料①-3 保健師部会活動報告資料 資料②-1 収支報告書（令和6年度） 資料②-2 介護予防支援委託状況報告書（令和6年度） 資料②-3 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和6年度） 資料②-4 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和6年度） 資料③ 各枚方市地域包括支援センター年間事業実施計画
決定事項	1. 案件1について報告 2. 案件2について報告 3. 案件3について報告 4. 案件4について報告
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。

審 議 内 容	
傍 聴 者 の 数	_____
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	健康福祉部 健康づくり課

## 1 議 題

### 【案件1】枚方市地域包括支援センター各部会からの令和6年度活動報告について

#### <資料①-1 主任ケアマネ部会活動報告資料>

※ 以下、地域包括支援センターを「センター」という。

センター： 令和6年度主任ケアマネ部会の開催状況については資料1ページから5ページをご覧ください。主任ケアマネ部会は2つのチームで構成されており、それぞれの取り組み内容についてご説明します。

まず、医療・介護連携強化チームでは、各日常生活圏域で開催された多職種連携研究会の取りまとめを行っております。多職種連携研究会のテーマとしては、認知症、ACP、8050問題及び看取り等に加え、能登半島地震を踏まえた災害時における医療と介護の連携についてなどを取り上げました。

また、多職種連携の必要性及び地域包括支援センターの役割を枚方市医師会に所属する医師の皆様にご理解いただくためのチラシを作成し、医師会報へ同封させていただき配布しました。多職種連携の必要性に関する医師へのインタビュー内容や「こんな患者様おられませんか？」と題して、よくみられる事例に基づいた連携のイメージ図をチラシに掲載しました。

次に、ケアマネジメント支援チームでは、令和5年度から引き続き、介護支援専門員を対象として障害福祉制度をテーマとした研修会を開催しました。障害福祉制度を利用していた者が介護保険制度を利用する際の流れを学ぶとともに、障害福祉関係者、センター及び介護支援専門員がグループディスカッションを行い、相互理解を深めることで、円滑な連携につながるような取り組みを行いました。

また、各日常生活圏域における介護支援専門員の支援を目的として、令和6年4月に施行された介護保険法改正内容をテーマとした研修会に関する資料の作成を行いました。

その他、医療と介護の連携推進を目指す取り組みとしまして、枚方市ソーシャルワーク研究会が開催した入退院支援ネットワーク会議に主任ケアマネ部会として参加しました。令和6年度から始まったひらかた縁ディングサポート事業、介護施設紹介におけるミスマッチなど、様々なテーマについて医療ソーシャルワーカーとともに学び、課題を共有することができました。

令和7年度の事業計画としましては、医療ソーシャルワーカーと介護支援専門員の連携構築を目的とした交流会の開催、センター周知を目的とした医師向けの動画の作成を検討しています。また、令和6年度に引き続き、枚方市障害関係課と介護支援専門員が意見交換をできる場を設けるなど、これまでの取り組みを活かし、医療、介護、福祉の連携を進めていきます。

主任ケアマネ部会の活動報告は以上となります。

会長： ご報告ありがとうございました。ただいまの主任ケアマネ部会のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(特になし)

#### <資料①-2 社会福祉士部会活動報告資料>

センター： 令和6年度社会福祉士部会の開催状況については資料1ページから5ページをご覧ください。社会福祉士部会は2つのチームで構成されており、それぞれの取組み内容についてご説明します。

まず、権利擁護チームですが、センター職員を対象とした高齢者虐待に関する研修を実施しました。センターは高齢者虐待の通報相談窓口の機能を担っており、地域や居宅介護支援事業者などから相談を受けるため、センター職員の職種を問わずスキルアップする必要があります。令和7年度も継続して開催するとともに、居宅介護支援事業者に対しても、高齢者虐待における早期発見や気づきの重要性をご理解いただけるよう研修の対象を拡大することを検討しています。

二点目ですが、市内を4つのブロックに分け開催した高齢者虐待介入ネットワーク会議について、養護者支援を念頭に世帯全体を支援することの重要性を共有できるよう、枚方市介護支援専門員連絡協議会圏域コンダクター、枚方市保健所、枚方市社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーにご参加いただきました。少数人数での開催としたため、より具体性のある意見交換ができ、関係機関同士の連携の構築につながったと考えます。

三点目ですが、支援者向けの権利擁護に関する冊子の作成について、介護支援専門員等の支援者に活用してもらうため、成年後見制度を含む資源等をまとめた冊子を作成し、各センターが支援者に配布することで権利擁護の支援に関する周知に取り組みました。

四点目ですが、枚方市医師会が主催する成年後見制度に関する研修会につきまして、57名の医療関係者に対して、センターの役割や事例を通じた成年後見制度における申立て支援の実態をご説明しました。

五点目ですが、枚方市連携ネットワーク会議について、令和6年度は相談支援部会を含め4回参加しております。相談支援部会にて作成した権利擁護支援の事例集は、課題解決に向けた過程だけではなく、コラムや一口メモを盛り込まれたものになっています。

次に、消費者被害対策・事業チームでは、枚方市消費者安全確保地域協議会へ参加し、警察、弁護士会、枚方市消費生活センターなどの関係機関と消費者被害に関する見守りネットワークの強化を図りました。

二点目ですが、消費生活センターとの意見交換会について、市内の消費者被害の状況、同被害の予防策やセンターと消費生活センターとの連携など意見交換を行うことにより相互理解を深め、更なる連携強化につながる機会となりました。

三点目ですが、高齢者見守り 110 番事業について、資料では見守り活動評価、協力店舗からの通報件数、通報例及びその後の対応をお示ししています。閉店する店舗がある一方で、本事業の活動にご賛同いただけ新たに協力いただける店舗が増加しており、見守りのネットワークは広がっています。

四点目ですが、枚方市徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業は、認知症等により記憶力や判断能力が低下し、道に迷われる高齢者の早期発見を目的とする事業であり、警察による捜索の補助的機能を担うものです。資料にありますとおり令和 6 年度の発動件数は 5 件となっています。

資料 7 ページに戻りまして、その他ですが、枚方市ホームページに掲載されている市内の施設空き情報について、毎月、掲載している全施設に確認を行い、情報の更新を行っています。

資料 11 ページをご覧ください。令和 7 年度の事業計画としましては、令和 6 年度に引き続き、高齢者が尊厳ある生活を維持し、安心した生活と権利を守るため、消費者被害や高齢者虐待対応に迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、被害発生の予防や早期発見・早期対応が行える体制づくりに努めていく方針です。

権利擁護チームについては、高齢者虐待介入ネットワーク会議を開催し、関係機関とのネットワーク強化に努めるとともに、高齢者虐待に関する研修も充実させていきます。また、枚方市地域連携ネットワーク会議及び相談支援部会へ参加し、関係機関との連携強化や権利擁護支援に関する周知・啓発に取り組みます。

消費者被害対策・事業チームについては、枚方市徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業の周知を行い、多くの高齢者の早期発見につながるネットワークの強化に努めます。また、高齢者見守り 110 番事業の協力店舗数を増やし、見守り体制も強化します。その他、消費生活センターなどの関係機関との意見交換の機会を継続して設け、円滑な連携につながるよう取り組みます。

社会福祉士部会の活動報告は以上となります。

会長： ご報告ありがとうございました。ただいまの社会福祉士部会のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員： 権利擁護チームについて、センターとして高齢者虐待のニーズの把握に関し、どのような取り組みを行っていますでしょうか。

また、高齢者虐待介入ネットワーク会議について、警察、消防、その他専門職含めたより多くの関係機関が参加することも重要だと考えますがいかがでしょうか。

最後に、徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業の名称については、「徘徊」という表現の見直しを引き続きご検討いただければと思います。

センター： 一点目のセンターとしての高齢者のニーズの把握については、高齢者虐待を早期に発見し得る居宅介護支援事業者や介護サービス事業者が感じるセンターへの虐待

に関する情報提供のハードルを下げるため、日頃から関係の構築に努めていきます。

二点目の高齢者虐待介入ネットワーク会議の規模について、数年前までは多くの関係機関にご参加いただいておりますが、これまでの同会議で把握した課題を踏まえ、ご参加いただく専門職を検討し、より具体的な意見交換が可能な小規模での開催を行っております。

事務局： 三点目の徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業の名称についてですが、社会福祉士部会においても同様のご意見があり、事業名称を検討できる段階において、所管課がより適切な名称への変更を検討できるようご意見の共有をさせていただいております。

委員： 見守り 110 番事業の便りについて、店舗に加えて枚方市老人クラブ連合会のような関係機関にも配付していただくことをご検討いただければと思います。老人クラブでは様々な情報を収集し高齢者の支援を行っておりますが、当該事業の便りについてはこれまで目にする機会がなかったので申し上げるものです。

事務局： 当該事業の便りの配付先については、ご意見を踏まえ所管課にて検討させていただきます。

委員： 徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業における登録者の数、また、発動に関してこれからの展望などありましたら教えていただけますでしょうか。

事務局： 登録者の数は整理中ですがおよそ 700 人前後です。発動に関する展望としましては、現在、所管課と社会福祉士部会にて発動時における登録者情報の提供先の拡充に向けて検討を進めているところですので、次年度の本審議会の場にてご説明できればと考えています。

### <資料①-3 保健師部会活動報告資料>

センター： 令和 6 年度保健師部会の開催状況については資料 1 ページから 6 ページをご覧ください。保健師部会は 2 つのチームで構成されており、それぞれの取組み内容についてご説明します。

まず、医療介護研修チームですが、要支援認定者を担当している経験年数が 1 年未満の介護支援専門員を対象とした介護予防ケアマネジメント研修を実施しました。これは、自立支援の視点を持って適切にサービスを提供できるよう、参加者のアセスメント力の向上を目的としており、自立支援の考え方や介護予防プラン作成における総合課題及び目標について、特定の疾病を持つ高齢者の事例を用い講義とグループワークを行いました。講義の内容としましては、介護予防における口腔ケアの重要性について、歯科医師に登壇いただきました。

二点目ですが、指定介護予防支援業務マニュアルの改定について、居宅介護支援

事業者にとって必要な情報を整理し、各事業所へ配布を行いました。

次に、介護予防普及啓発チームでは、枚方市介護予防・日常生活支援総合事業の利用が適切であるかを判断するためのフローチャートの作成及び各種出前講座の際の講師一覧表の修正を行いました。フローチャートを利用することにより、センター職員が自身の経験年数に左右されることなく、利用者への必要な情報の提供を可能としています。

その他としまして、センターの保健師が中心となって実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係るポピュレーションアプローチ及び高齢者元気はつつ健康づくり事業では、枚方市からの KDB データに基づき、各日常生活圏域の特性を踏まえ、フレイル予防に資する内容の講座を企画し、広く住民にフレイル予防の考え方を周知・啓発しました。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係るハイリスクアプローチでは、健康状態不明者に対して実態確認を行い、必要に応じて健康診断の受診勧奨や関係機関あるいはサービスへのつなぎを行いました。

資料 8、9 ページをご覧ください。令和 7 年度の事業計画としまして、医療介護研修チームでは、経験年数に応じた内容の研修を 2 回開催することを検討しており、引き続き介護支援専門員のアセスメント力の向上などに努めます。

介護予防普及啓発チームでは、枚方市介護予防・日常生活支援総合事業のフローチャート及び各種出前講座の講師一覧表の更新を継続します。加えて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係るハイリスクアプローチにおいて、センター職員の経験年数によって高齢者の自宅訪問時における情報収集力にばらつきが生じることを防ぐためのチェックツールの作成を進めていきます。

保健師部会の活動報告については以上となります。

会 長： ご報告ありがとうございました。ただいまの主任ケアマネ部会のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(特になし)

**【案件 2】各枚方市地域包括支援センター令和 6 年度収支報告及び実績報告について**

<資料②-1 収支報告書（令和 6 年度）>

<資料②-2 介護予防支援委託状況報告書（令和 6 年度）>

<資料②-3 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和 6 年度）>

<資料②-4 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和 6 年度）>

事務局： 資料②-1「収支報告書」をご覧ください。

13 か所のセンターの収支報告を取りまとめたものとなっております。

「介護保険収入」については、介護予防支援を提供する介護予防支援事業者として、

ケアプランの件数が多いほど介護保険収入の金額が大きく、また、ケアプランの作成を居宅介護支援事業者に委託することが少ない場合には更に収入金額が大きくなっています。

この相関関係については、資料3ページの「介護予防支援の委託件数と介護報酬収入との相関グラフ」をご覧ください。

水色の棒がケアプラン委託件数、黄色の棒がセンターのケアプラン担当件数、赤い菱形は資料1、2ページの一行目にある介護保険収入を示しています。みどりや東香会のように水色の委託件数が多いと赤い菱形の介護保険収入の金額は低く、アイリスのように黄色の担当件数が多いと介護保険収入の金額が高く推移していることが分かります。

資料1、2ページに戻りまして、「包括的支援事業収入」の中の「包括的支援事業委託料」ですが、各センターの担当エリアの高齢者人口に合わせて、配置してもらう専門職等の人数が変わりますので、高齢者人口の多いセンターほど、専門職等の人数が多くなり、比例して委託料が大きくなっています。また、小学校区を基本とした地域の社会資源連携の基礎づくりのため、各センターが担当する小学校区数が異なることから若干ですが委託料に違いがあります。

すべてのセンターにおいて、包括的支援事業に関する収支は適切に実施されていると確認しております。

続きまして、資料②-2「介護予防支援委託状況報告書」をご覧ください。

全センターの令和6年4月から令和7年3月までの月毎の介護予防支援の総件数、委託件数の一覧となっております。また、委託件数から委託率を算出しています。

なお、委託件数には総合事業の介護予防ケアマネジメントの件数が含まれておりません。

資料3ページ以降は、委託状況の詳細になります。各センターの令和7年3月分の介護予防支援の委託件数について、いくつかの事業者に委託しているか、また、委託先事業者の中で、委託している人数が10人以上、または委託件数の10%以上である事業者については委託人数を記載した表となっております。

どのセンターも日常生活圏内の事業者から委託の調整を行っており、委託人数が多い委託先事業者は所属する介護支援専門員の人数が比較的多いところであると考えられます。

実地指導においても、公平・中立性を意識したうえで、偏りがないう事業者選びに配慮をした対応を行っているかを確認しておりますので、委託状況については問題ないと考えております。

続きまして、資料②-3「包括的支援事業実績報告書総合相談」をご覧ください。

こちらの資料は、令和6年4月から令和7年3月までの各センターの総合相談件数の一覧です。

各センターに寄せられた相談を、相談形態や相談経路、どういった内容で、どのように対応したのか、区分で分けた一覧表になっております。相談経路・内容区分・対応区分については、件数の多い3項目を薄く緑色で色づけをしております。

相談経路に関しては、家族・親族・後見人が最も多く、次いで本人、関係機関の順となっております。

相談内容は介護・医療相談が最も多く、全体の約58%を占めています。センター職員からは、身体機能や認知機能の低下などがみられる高齢者やその家族などから、介護保険制度や認定申請に関する相談が引き続き増加していると聞いています。

次いで多いのが、どの項目にも該当しない一般相談となっております。具体的な相談としては、地域活動に参加したい、安否確認、市の制度について知りたい等の相談がありました。複合的な相談が増加しているなか、内容区分を入力する際に複数の区分を計上できないシステムの使用となっているため、複数の区分にまたがる内容は主の相談内容を踏まえた計上としてもらうよう指導しております。

センター職員が計上の考え方に悩むと一般相談に計上してしまう傾向があるように感じていますが、毎年の実地指導等で相談入力の考え方について確認しており、引き続き適切に計上するよう指導していきます。

相談件数については、全センター合計で延べ件数では33,908件、実人数では10,196人となっております。昨年度と比べて相談者・相談件数ともに増加しております。センターからは1件あたりの相談内容の重みが増していると聞いており、独居・困窮・障害などの複合的な課題を内包したケースが増加しているものと考えています。

内容区分における相談件数の増加幅が一番大きいものとしては、資料5ページのグラフの濃い紫色で示しています介護・医療相談となっております、2,275件増加しています。

資料3ページ以降は、各センターにおける相談形態、対応区分、内容区分に係る前年度比較のグラフとなっております。

続きまして、資料②-4「包括的支援事業実績報告書活動報告」をご覧ください。

横軸の1～13はセンターの圏域番号になります。

縦軸は、大きく4項目に分け、会議等、地域活動、介護事業所連携、医療との連携に区分しています。元気づくり・地域づくり会議で課題を抽出し、それに基づいて行った地域活動については、地域活動の中の5段目「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」に記載しています。

地域活動は「出張相談・出前講座」、「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」、「地域活動団体との連携」の順で多くなっており、各センターとも、地域住民に密着した活動に時間を多く費やしています。

活動報告数は松徳会、サークル・ナート、みどりの順に多くなっております。

全体として、小学校区を単位とした、支え合いと助け合いの住民主体の会議である、元気づくり・地域づくり会議や、そこで提案された地域活動への参加・出席、出張相談・出前講座の回数が多いセンターが、活動回数も多くなっている傾向にあります。

松徳会では、イズミヤやウェルシアの店舗で地域高齢者に向けた健康講座を開催し、また、男性高齢者が地域で活動できる場所づくりに取り組んでいます。

サール・ナートでは、毎週、定期的にひらかた元気くらわんか体操を行い、また、各校区のイベントへ積極的に出席することで地域の実態把握に取り組んでいます。

みどりでは、介護予防の体操・特殊詐欺・災害への備え・熱中症予防など地域のニーズを踏まえた情報提供を行う場として、毎月、校区で開催される体操会やサロンを積極的に活用しています。

活動実績が比較的少ないセンターもございますが、前年度と比較しますと活動実績は緩やかに増加しております。件数がすべてではございませんが、地域活動などを積極的に行うことにより、地域の困りごとやニーズを速やかに察知し効果的な取組みにつなげられることから、当該活動実績数を踏まえながら実地指導等を進めていきます。

資料2 ページは活動要約をセンター別にグラフでお示ししているものです。

会 長： ご報告ありがとうございました。ただいまの案件2のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員： 資料②-1「収支報告書」にあるセンター運営法人の収支について特筆すべき点があり、それがセンター運営に影響があるような場合、市から指導されるのか、もしくは委員から意見すべきなのかなど、当該資料の位置づけや考え方を教えていただけますでしょうか。また、仮に不健全な収支の状況が報告された場合、是正の措置がなされることはあるのでしょうか。

事 務 局： 当該資料の内容について特筆すべき点があり、委員の皆様からご意見をいただいた場合、事務局にて法人の経理担当者から聞き取りを行うことはあるかと思いますが、指導や指摘といった性質のものではございませんので、是正の措置がなされることもございません。

委 員： 資料②-1「収支報告書」の介護予防支援の委託件数と介護報酬収入との相関グラフについて、担当件数が多いパターン、委託件数が多いパターン、担当・委託件数が近いパターンの3者に分類されていますが、4象限を擁する散布図で示してみますと更に視覚的に分かりやすいグラフになると思います。

事 務 局： ご教示いただいた散布図など委員の皆様のご意見を踏まえ、資料の作成に努めてまいります。

委 員： 介護予防支援の委託状況についてご説明がありましたが、指定を受ける介護予防支援事業者の数は増加しているのでしょうか。また、当該事業者の数を増加させる

取組みについてお考えがあるか教えていただけますでしょうか。

次に、資料②-4「包括的支援事業実績報告書活動報告」の中で活動数が多いセンター運営法人について、活動数に比例して収支報告書にある収入の金額も大きくなるのでしょうか。

事務局： 指定を受けた介護予防支援事業者ですが令和6年4月に指定を受けた2事業者に加え、令和7年5月に交野市に所在する1事業者が指定を受けたと報告を受けております。

センターの活動数とセンター運営法人の収入の関連についてですが、本市がセンターに委託している元気はつらつ健康づくり事業に係る委託料は、資料②-1「収支報告書」の上から4行目の介護予防支援事業に計上されます。当該事業における講座の実施の判断はセンターによるものであり、お支払いする委託料の額は実績に応じて変動します。この元気はつらつ健康づくり事業が資料②-4「包括的支援事業実績報告書活動報告」においては、上から7行目の出張相談・出前講座に分類されます。一概には申し上げられませんが、センターにおける活動数の増加がセンター運営法人の収入面に影響するものと考えられます。

委員： 資料②-4「包括的支援事業実績報告書活動報告」について、第10圏域の大阪高齢者生協の活動数が少ないのですが、枚方市としては当該センターの活動数に対して、何らかの確認を行っているのでしょうか。

事務局： 大阪高齢者生協については、令和6年度に職員の入替えに加え専門職員の加配を進めていただくとともに職員の教育に取り組んでおられます。活動数としては、令和4年度が30件、令和5年度が33件、令和6年度が44件と大幅な増加ではございませんが、職員体制が前述したとおり整ってきた中で、先日、センター管理者及び法人担当者とお会いする機会があり、より地域に根差した活動を増やしていく旨を聞き取っております。引き続き、今年度の実地確認などでセンターの活動の確認を行ってまいります。

委員： 資料②-2「介護予防支援委託状況報告書」について、センターとしては委託できる状況だが自ら担当しているのか、もしくは委託できる状況でないため自ら担当しているのかというところですが、後者の場合、組織として適正な運営をするに当たって大変難しい状況であると考えます。介護予防支援の委託に係る単価等の実態を鑑みると、当該委託を積極的に受け入れる居宅介護支援事業者は多くないと思われます。更に指定を受けた当該事業者も2事業者に留まっていることを踏まえると、構造的に課題があるのではないのでしょうか。介護予防支援の委託も十分できず、センター職員の人材確保も困難である状況ではセンターの運営が大変難しいものだと思います。介護支援専門員の負担の大きさも日頃より議論されており、介護予防支援の受託側で

ある居宅介護支援事業者の課題にもなりますが、枚方市として当該状況を把握し、長期的になったとしても構造の改革に着手していくことがセンターの適切な運営につながるものだと考えます。

事務局： 介護予防支援の委託について、殆どが委託できる状況でないため自ら担当している状況であると確認しています。日常生活圏域によっては居宅介護支援事業者の数が約3倍差生じております。一定の社会資源の違いがあるものの、ご指摘のとおり、センターの負担軽減が目的の制度である居宅介護支援事業者の指定における事業者数が増加しないなどの構造的な課題が根幹にございますので、本市としましても長期的な課題として捉え取り組んでまいります。

委員： 介護支援専門員の労働実態はどのようなものなのでしょうか。離職の話を目にすることがあり、待遇などは法律で定められているため容易に待遇の改善などは難しいものであるとは思いますがいかがでしょうか。

事務局： 介護支援専門員のご負担は各所で聞き及んでおります。報酬などについては仰るとおり法律で定められているものではございますが、本市として取り組める課題につきましては積極的に関係課が連携し取り組んでまいります。

### 【案件3】枚方市地域包括支援センター令和7年度事業計画について

#### <資料③ 各枚方市地域包括支援センター年間事業実施計画収支報告書（令和6年度）>

事務局： ひらかた高齢者保健福祉計画21におけるセンターの機能強化の項番7において、各センターが運営方針に基づき、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、地域で特色ある創意工夫した事業運営を実施することを目的として、平成27年度より事業実施計画を策定しております。

この事業実施計画に基づき事業運営を実施することで、業務の達成状況の検証と成果、新たな課題を加味した次年度計画策定とPDCAサイクルに基づく安定的・継続的なセンター運営の実施を図っております。なお、毎年秋頃に行います実地指導等においても、この事業実施計画を基に評価表などを作成し、本市が点検及び評価を行ったうえで本審議会にて報告させていただく予定です。

資料の1ページからの「認知症施策に関する取組み」、6ページからの「終活・ACP（人生会議）に関する取組み」については、本市の重点的な取組みとして新設した項目になります。

1ページからの「認知症施策に関する取組み」については、「認知症基本法」が令和6年1月に施行されたことを受けまして、地域における認知症に関する取組みが計画的に推進できるよう、新たに項目を設けました。

6ページからの「終活・ACP（人生会議）に関する取組み」についてですが、人と

しての尊厳ある人生の最期を迎えることができるよう、大切にしていることや希望する医療やケアについて、信頼する人たちと話し合って共有するための「人生会議」に関する取組みは重要です。そこで、市民や支援者側の専門職に向けた普及・啓発等について、身近な地域での更なる推進を行うに当たり、新たに項目を設けました。

9ページからの「個別地域ケア会議」については、個別のケースの支援内容を検討することによって、個別の課題解決を行うだけでなく、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力向上、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことを目的としています。上の段の【前年度取組内容】の中で、【地域課題】というところには、個別ケースの支援内容の検討を積み重ねることによって見出した、地域における共通課題を挙げています。そして、その共通課題に対して取り組んだ内容を【取り組んだ内容（成果）】というところに記載しております。

下の段の【今年度取組目標】というところには、前年度に挙げられた共通する課題に対して、今年度どのような取り組みを行っていくのか記載しています。

その後の14ページからが「区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針」となっています。こちらは小学校区単位で、それぞれの地域性やニーズを踏まえ、具体的な今年度の取組内容を記載しています。センターによって担当する小学校区数が異なっており、2校区から4校区を担当しています。

続いて、18ページからが「ネットワーク構築の方針」となっています。

ここには、センターが地域包括ケアシステムの深化のために、ネットワーク構築が特に必要な介護事業者、医療機関、民生委員などを始めとする関係機関とのネットワーク構築について記載しています。なお、民生委員の欄の次になります、介護保険事業者、医療機関、民生委員以外とのネットワークについて、他分野の相談機関や、商店街などと各センターが独自にネットワーク構築に取り組む方針を記載する欄としています。

この「ネットワーク構築の方針」では、各関係機関とのネットワークを構築する上での課題と、その下には課題に対して今年度取り組むことを具体的に記載しています。

最後に、24ページからが「介護支援専門員に対する支援・指導の方針」となっています。センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療機関や地域の関係機関等との連携や、在宅と施設の連携、そして、そういった機関と地域の介護支援専門員との連携を支援すること、また、介護支援専門員が円滑に仕事をできるように、介護支援専門員同士のネットワーク構築や、個々の介護支援専門員へのサポートを行うこととされています。そのために、「関係機関との連携体制構築に対する支援」、「介護支援専門員同士のネットワーク構築への支援」、「介護支援専門員の実践力向上への支援」、「個別のケースに関する介護支援専門員のサポート」のために、センターとして具体的に何をしていくのかを記載しています。

資料についての説明は以上ですが、センターごとに地域性や今までの活動内容等を反映した事業実施計画を策定しています。

会 長： ご報告ありがとうございました。ただいまの案件3のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(特になし)

会 長： では、これもちまして、令和7年度第1回枚方市地域包括支援センター運営等審議会を閉会します。